

令和 7 年度 生活習慣病対策等地域連携委託事業の委託に関する指針

1 委託の対象となる講座等の内容

生活習慣病の予防や生活習慣の改善を目的とした内容とし、参加者の理解促進に効果が見込まれるものとする。

2 受託できる団体等の基準

本事業は、健康づくりについて関心を持つ団体であって、以下の要件をすべて満たすこと。なお、団体の要件は、必要により書面で確認する。

- (1) 団体構成員の半数以上が練馬区在住または在勤者であること。
- (2) 練馬区内に活動拠点があること。
- (3) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした団体、公序良俗に反する団体でないこと。

3 申込受付期間

事業実施日の 1 か月前まで

(事業実施日の 1 か月前の日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日まで)

※本事業の受託を希望する団体等は、講座等の実施予定日の 1 か月前までに、実施計画書を区に提出すること。なお、委託予定団体数に達した時点で受付を終了する。

4 委託予定数 6 団体

5 事業実施期間

令和 7 年 5 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日

※講座等は、上記の期間内に実施しなければならない。

6 審査および委託先の決定

- (1) 実施計画書の受付順に、随時、審査を行う。
- (2) 審査は実施計画書を基に、下記の項目について国保年金課長が総合的に評価を行い、委託の可否を決定する。

項目	視点
目的の整合性	・本事業の目的（仕様書の 2）と整合したものであるか
企画内容の的確性	・業務内容（仕様書 5 の(1)）を正しく理解しているか
見込まれる成果 および効果	・参加者数をどの程度見込んでいるのか（目標 10 人以上） ・参加しやすい環境が整えられているか ・効果が見込まれる内容であるか
団体要件	・受託できる団体等の基準は満たしているか
特筆すべき事項	・その他特筆すべきことはあるか

- (3) 審査の結果は文書で通知する。なお、委託を「否」とする場合は、その理由を付記する。

7 契約にあたって（委託を可とした後）

委託内容の詳細について協議し、契約書（請書）を取り交わすものとする。